収されない状態ということです。

売上が減少している状況においては、在庫が多くなりがちです。

現状の在庫量を把握し、必要以上の在庫を持たないように、仕入をコントロールすることにより、未回収の資金を減らしましょう。

5．返済金額の見直し

新規に借入をするだけでなく、既存借入金の返済額を見直すことも必要です。

現状、各金融機関は、金融庁からコロナの影響を受けた企業の返済計画のリスケジュールについて、積極的に相談に応じるよう指導されています。

また、リスケだけではなく、例えば、金融機関から既存の融資が複数の借入口に分かれている場合があります。

借入の口数が多いと、融資残高に比較して毎月の返済金額が多くなってしまう傾向にありますので、その場合は、借換などにより借入金の口数を一本化することにより、月々の返済額を抑えることが出来るか、検討してください。

いずれにしても、返済が遅れる前と遅れる後では、金融機関の対応は大きく異なります。

仮に、返済が厳しいようであれば、遅れる前に早めに金融機関に相談してください。

新たな資金調達策

財務体質の見直しにより、資金繰りが改善したとしても、どうしても資金が不足してしまう場合があります。

その時は、何らかの資金調達策を講じなければなりません。

以下、新規の資金調達について解説します。

1．給付金・各種助成金

国で一律に行っている、持続化給付金、家賃支援給付金については、ほとんどの企業が適用を検討済かと思います。

それ以外にも、コロナの影響を乗り越えるために行う販路開拓に要する費用を支援する小規模事業者持続化補助金や各自治体が独自に行う助成金などがあります。

制度が多岐にわたるため、知らずに申請もれしているものもあり得ますので、所在地の自治体のＨＰなどでご確認ください。

2．契約者貸付制度

生命保険のうち、解約時に返戻金がもらえるものについては、解約をしなくても、その返戻金を担保に資金を借りることが出来ます。

この契約者貸付制度を使えば、保険契約を解約することなく、一時的に資金を調達することが出来ます。

これと同様の制度が、小規模企業共済、倒産防止共済にもありますので、契約をお持ちの方は利用を検討してください。

3．コロナ融資の再申し込み

日本政策金融公庫によるコロナ特別貸付にせよ、民間金融機関によるセーフティーネット貸付にせよ、融資枠が残っている限り、再申し込みは可能です。

ただし、最初の融資に係る審査が比較的緩く行われていたことに比較すると、再申し込みは各金融機関とも厳しめに審査しているようです。

このような状況であっても再びコロナ融資を受けなければならない場合は、当初借入時の見込みが狂って追加融資を申しまなければならない理由、ウィズコロナへの対応策とその効果予想、これらを加味したうえで、コロナの影響が長期化しても耐えられる事業計画、などを丁寧に説明することにより、金融機関の理解を得ることが必要です。

月次試算表の重要性

最後になりますが、皆さんは月次試算表を作っていますか。

試算表は年一回まとめて作成しているとか、売上だけは毎月把握しているがそれ以外はまとめて、という企業も多いのではないでしょうか。

実際、月次試算表の作成がないため、給付金申請が遅れたという例も多数あります。変化の激しいウィズコロナの時代において、予想以上の原価の増加や無駄な経費の支出に期末にやっと気づいたため対応できなかったとなれば、致命傷にもなりかねません。

財務体質を改善するためにも、資金繰りを見直すにも、まずは足元の経営状況を早期に正しく把握するために、月次試算表は必ず作成するようにしましょう。

かんだ　ひろのり：国民金融公庫（現・日本政策金融公庫）にて融資審査業務に従事したのち、事業再生コンサルティング会社や大手税理士法人において、業績が悪化した企業に対する事業再生計画作成・実行支援や、上場会社・ベンチャー企業の税務会計顧問、M&A支援などを行ったのち、平成28年に㈱永田町みらい研究所を設立。現在は、税理士として中小・中堅法人の税務顧問となるだけでなく、事業計画の作成や金融機関対応のサポートなど、中小企業の経営をより良くするための手伝いを行っている。

ウイズコロナの時代！

融資に頼らない 資金繰り対策

税理士
神田博則

ウィズコロナ時代の財務改善

新型コロナウィルス感染拡大により、中小企業経営は深刻な打撃を受けています。

ところが、ある調査によると、東京都内の中小企業のうち、２０２０年７月の売上が前年同月に比べて５割超減った企業が全体の15％にのぼったそうですが、首都圏の２０２０年４～９月の倒産件数は、前年同期比17％減となり、過去30年間で最少件数だそうです。

理由としては、政府の経済対策が一定の効果を上げている事が考えられます。

政策金融公庫や民間金融機関のコロナ融資は40兆円にのぼり、信用保証協会の承諾額はリーマンショックの時の額を超えています。

また、持続化給付金や家賃支援給付金などの各種支援策も初動は遅れながらも実行されています。

つまり、中小企業の多くは売り上げを大きく落としているものの、大規模な経済対策により手元資金はあるため、今は持ちこたえている、という状況にあるのではないでしょうか。

とはいえ、融資も必ず返済しなければならず、給付金も今後何度も受けられはしません。

今後、コロナの影響が長引けば、いずれ資金が底をついてしまうことが十分予想されます。

経済対策で一息ついている今だからこそ、自社の財務体質を見直しにより改善していくことが、ウィズコロナ時代を乗り切るために必要です。

資金繰り対策

新型コロナウィルスの影響により、中小企業の多くは売上が激減しており、当期損益の赤字を見込んでいます。このような状況下では、資金繰り管理が重要性を増します。損益の赤字はまだ許されますが、資金繰りの破綻は企業の倒産に直結するからです。

以下、項目ごとに資金繰り改善策を解説します。

１．経費の見直し

早期の売上の回復が見込めない状況においては、経費の見直しが最も手っ取り早い対策です。ただし、一律に削減すればよいというわけではありません。

例えば、人件費を減らすために給与を一律カットすると、従業員のモチベーションが大きく下がり、コロナ後に従業員の協力が得られず、思うように業績を戻せなくなる可能性があります。

また、広告宣伝費を過剰に削減することにより、さらに売上悪化を招き、資金繰りを苦しくさせる可能性もあります。

経費見直しにおいては、ａ．無駄なもの、ｂ．事業の維持に必要なもの、ｃ．事業の拡大に必要なものに分けて、ａ．は大幅カット、ｂ．は最低限必要なものを残しそれ以外はカット、ｃ．については場合によっては増額を検討するなど、メリハリをつけた見直しが必要です。

２．売掛金入金サイト・買掛金支払サイトの見直し

資金繰りを楽にするために、売掛金入金サイト・買掛金支払サイトを見直しましょう。

売掛金入金サイトが長い場合は、代金の入金まで時間がかかり、その間の資金を用意する必要があります。

また、買掛金支払サイトが短い場合は、売上入金より先に仕入支払を行う必要があり、その分の資金が必要です。

売掛金入金サイトはより短く、または買掛金支払サイトはより長く出来ないか、検討する必要があります。

３．入金日・支払日の見直し

サイトは変えなくても、入金日・支払日を見直すだけで、資金繰りが楽になります。

例えば、売掛金が毎月10日入金で買掛金が毎月５日支払である場合、買掛金の支払に10日に入金する資金を用いることができません。

この時は、買掛金の支払を変更し、15日とすれば10日に入金した資金を支払に充てることが出来ます。

たった10日間支払日を見直しただけで、資金繰りが楽になります。

４．在庫の見直し

過大な在庫も、資金繰りを悪化させます。

商品の仕入資金は、販売して代金が入金された時に初めて回収されます。

商品が在庫のままということは、その仕入資金が回